官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務六三）　一
○保安林の指定をする件
（農林水産一〇三七～一〇五四）　四
○高速自動車国道に関する件
（国土交通九八八）　四
○運輸審議会件名表に登載された件
（同九八九）　五
○由良川水系由良川及び土師川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深の変更に関する件
（近畿地方整備局一〇二）　六
○道路に関する件（同一〇三、一〇四）　六
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　財務省　最高裁判所　福岡県　横浜市　広島市　七
〔叙位・叙勲〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
北海道開発局公示（北海道開発局）
日本国に帰化を許可する件
（法務省告示配一一一）
原戸籍が滅失した件（同一一二）
指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（福岡県公安委告示配五）　八
〔公　告〕
諸事項　八
官庁
有権者申出方関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他　三〇

その他告示

○法務省告示第六十三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年七月二十三日

法務大臣　平口　洋
河原　将一

○農林水産省告示第千三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市大力字畑中一六四、一八三の一、一八五の一、二〇六、二〇九、字地蔵免二三四の一、二三四の二、二三六、字石井手二五四の一、二五六の一、二五六の二、字助五郎二六九、字ムロ三一九、三五九の二、字ババ一三六六、字アマカセ一四九七の一、一四九七の二、一四九九、字ウラダ一五三九の一、一五三九の二、一五五三の二、一五九六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡香春町大字採銅所字梅ノ木谷三六八七、字堤ノ下三六八八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字梅ノ木谷三六八七・字堤ノ下三六八八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字葛原字壱番山尻七七〇の一八（次の図に示す部分に限る。）、七七〇の二六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字壱番山尻七七〇の一八、七七〇の二六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）